



佐賀県公報

平成19年
5月9日
(水曜日)
第 12901号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

田 次

告 示

- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧 (二五〇・生産者支援課) 一
- 佐賀県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 (二五一・市町村課) 一

公 告

- 落札者等の公示
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 二
- 落札者等の公示 (総務法制課) 二
- 情報・業務改革課) 二

○ 告 示

- 佐賀県告示第二百五十号
- 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届け出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の「おり届出事項」を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月九日

佐賀県知事 古川 康

一 届出事項

加入区名	発起人		漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
	住所	氏名	
杵島郡白石町大字牛屋一四四三	市原 繁見		佐賀県有明海漁業協同組合
杵島郡白石町大字牛屋一〇三八	片渕 芳濟		

新有明加入区	加入区名	縦覧期間	縦覧場所
		公告の日から起算して十五日間	佐賀県有明海漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

○佐賀県告示第一百五十一号

佐賀県地域総合整備資金貸付要綱（平成一年佐賀県告示第五百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月九日

佐賀県知事 古川 康

第三条中「株式会社、有限会社、民法（明治二十九年法律第八十九号）第十三条の規定により設立された法人その他の法人」を「法人格を有する団体」に改める。

附則第二項中「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改める。
様式第一号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に、

当該事業地の状況	類似団体の類型	財政力指數	
人口	人	高齢化率 %	人口増減率 %

過疎地域等地域指定の状況

貸付団体の財政状況	標準財政規模	百万円
経常収支比率	公債費比率	%

〔当該市町の状況 類似団体の類型 財政力指數

当該市町の状況	類似団体の類型	財政力指數	
人口	人	高齢化率 %	人口増減率 %
就業人口 人	1次 % 2次 % 3次 %	人口1人当たり所得 千円	

を

名義

茎 云

の如様な公表の用意をやめ。

事業地における地域指定の状況（該当地域を○で囲むこと。）	過疎・みなし過疎地域 離島地域	□
貸付団体の財政状況	標準財政規模 百万円	財政力指數
経常収支比率 %	実質公債費比率 %	起債制限比率 %

(2) 住所	佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7
6 落札金額	165,056,850円（消費税及び地方消費税を含む。）
7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	

- (1) 部局の名称
佐賀県統括本部情報・業務改革課
- (2) 所在地
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

○ ◇ 取

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年5月9日

取支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志波幸男

委託業務名

佐賀県パーソナルコンピュータ等運用・保守支援業務委託

契約の相手方を決定した手続

技術提案型一般競争入札

入札公告を行った日

平成19年2月5日

落札者を決定した日

平成19年3月20日

落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社佐賀電算センター

代表取締役 宮地 大治

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
3	佐賀郡川副町大字西古賀字柳 1338番6	平成19年4月27日	6.05	26.81

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月9日

佐賀県知事 古川康

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成19年5月9日

取支等命令者

佐賀県経営支援本部総務法制課長 稲富初夫

1 特定役務の名称及び数量

インターネット利用による行財政情報サービス 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
佐賀県経営支援本部総務法制課
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社時事通信社 代表取締役社長 若林 清造
(2) 住所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 隨意契約に係る契約金額
33,060,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による。

申購
込読
先料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年五月九日印
行者佐賀県知事古川及び発行
行康行

印刷定日
所毎週月
株古川
総合印
刷曜日